

2026年1月26日

お客様各位

益田信用組合

貸金庫規定改定のお知らせ

平素は、益田信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和7年5月30日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改定されました。

本改正には、マネー・ローンダーリング等防止の実効性確保等の観点が盛り込まれ、マネー・ローンダーリングのリスクが高い物品として「現金」が明示されました。

これを受け、当組合では、下記のとおり「貸金庫規定」を改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定日

2026年4月1日（水）

2. 改定の対象となる規定

貸金庫規定

3. 主な改定内容

- (1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- (2) 貸金庫の利用目的を書面にて申告いただくこと など

4. ご留意事項

- (1) 現在、貸金庫内に「現金」を格納されているお客様におかれましては、次回、ご来店時などに現金をお取り出しいただきますようお願いいたします。
- (2) 貸金庫の利用目的を申告いただく書面につきましては、別途お渡しいたしますので、内容をご確認のうえ、記入・ご署名いただき、次回、ご来店時などにご提出いただきますようお願いいたします。

5. 新旧対照表

別紙ご参照ください。

以上

貸金庫規定 新旧対照表

改定後	改定前
<p>第1条 (格納品の範囲)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納を<u>お断り</u>することができます。</p> <p>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</p> <p>① 現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</p> <p>② 爆発物、銃刀類等の法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</p> <p>③ 破損しやすいもの</p>	<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納を<u>おことわり</u>することができます。</p>
<p>第2条 (利用目的の確認)</p> <p>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱するのではないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。</p> <p>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</p>	<p>2. (契約期間等)</p> <p>この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は<u>契約</u>期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>
<p>第4条 (使用料)</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から<u>契約</u>期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。</p>	<p>3. (使用料)</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。</p>
<p>第5条 (鍵の保管)</p> <p>貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章（または署名）により封印し、当組合が保管します。<u>なお、正鍵の複製はできません。</u></p>	<p>4. (鍵の保管)</p> <p>貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章（または署名）により封印し、当組合が保管します。</p>
<p>第6条 (貸金庫の開閉等) (略)</p>	<p>5. (貸金庫の開閉等) (略)</p>

改定後	改定前
<p>第7条 (届出事項の変更等)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 貸金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。</p>	<p>6. (届出事項の変更等)</p> <p>(1)～(2) (略)</p>
<p>第8条 (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。</p> <p>(4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。</p> <p>(5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	
<p>第9条 (印章、鍵の喪失時の取扱い)～第11条 (損害の負担等) (略)</p> <p>第12条 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p>	<p>7. (印章、鍵の喪失時の取扱い)～9. (損害の負担等) (略)</p> <p>10. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p>
<p>第13条 (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>11. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (略)</p>

改定後	改定前
<p>⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p>⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p>⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p>⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき</u></p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この<u>取引の停止または解約</u>によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>借主または代理人</u>が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ (略)</p>	<p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>本人</u>が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ (略)</p>

改定後	改定前
<p>(4) <u>第2項または第3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条</u>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に<u>第4条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p><u>第14条</u> (貸金庫の修繕、移転等) (略)</p> <p><u>第15条</u> (緊急措置)</p> <p>法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p><u>第16条</u> (譲渡、転貸等の禁止)～<u>第18条</u> (規定の変更) (略)</p>	<p>(4) <u>前3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第3条</u>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に<u>第3条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p><u>12.</u> (貸金庫の修繕、移転等) (略)</p> <p><u>13.</u> (緊急措置)</p> <p>法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。</p> <p><u>14.</u> (譲渡、転貸等の禁止)～<u>16.</u> (規定の変更) (略)</p>